

住居表示制度の概要について

【住居表示手続きのしおり（代官山実施時）より抜粋】

2 住居表示を実施すると

住居表示を実施すると、住所、本籍、不動産（土地）の表示が次のように変わります。

	実施前	実施後
住所の表示 (例)	昭島市 拝島町 3927番地2	昭島市 <u>代官山一丁目</u> <u>6番</u> <u>7号</u> 新町名 街区符号 住居番号 ※街区符号、住居番号については3ページをご覧ください。
郵便番号	〒196-0002 (拝島町) 〒196-0011 (上川原町) 〒196-0013 (大神町) 〒196-0014 (田中町)	〒196-0005 (代官山一丁目～三丁目)
本籍の表示 (例)	昭島市 拝島町 3927番地2	昭島市 <u>代官山一丁目</u> <u>3927番地2</u> 新町名 従来の地番 ※該当区域内に本籍がある方については、 「町名変更のお知らせ」をお送りいたします。 転籍手続きをすることによって、新しい住所 (住居表示)の街区符号(○番)まで合わせることが出来ます。
不動産(土地)の表示 (例)	昭島市 拝島町 3927番2	昭島市 <u>代官山一丁目</u> <u>3927番2</u> 新町名 従来の地番

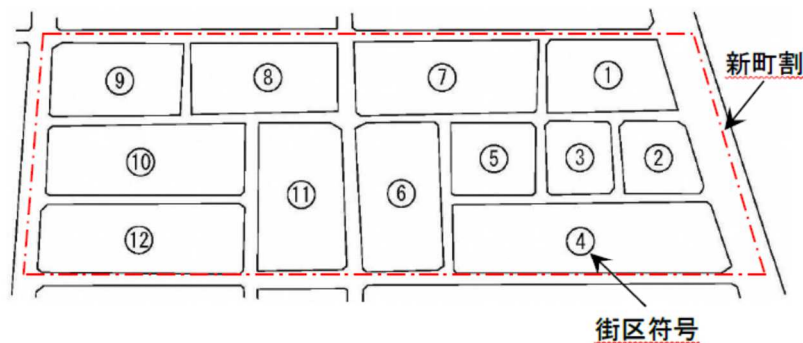
3 新しい住所は、このような方法で決まります

新しい住所は「町名」、「街区符号」、「住居番号」で表され、下記の方法で決まります。

(1) 街区符号

新しい町割を道路や水路などでいくつかの街区に区切り、北東の街区から順番に番号を付けます。

(この番号を街区符号といい「〇番」で表します)



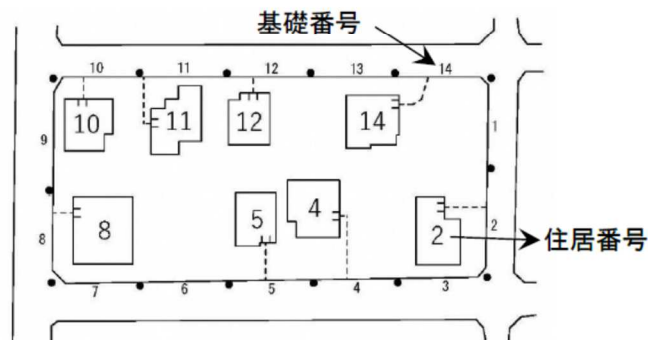
(2) 住居番号

街区ごとに周囲に等間隔で順番に基礎番号を付けます。

住居番号は建物の主な出入口がどの基礎番号に当たるかによって決まります。

(この番号を住居番号といい「〇号」で表します)

※ 中・高層建物については、各戸の番号も加えて住居番号となります。



令和6年8月1日以降、住居表示実施区域内に住宅・事務所・店舗など建物を新築（建て替え含む）した場合は、住居番号を決めなければなりません。建物の基礎工事が完了しましたら、すみやかに市民課窓口到新築届を提出してください。また、増改築して主たる出入口の位置が変わった場合は、住居番号が変わることがありますので、同様に届出をお願いします。